

建築基準法施行細則をここに公布する。

平成20年7月1日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第47号

建築基準法施行細則

建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則（昭和47年香川県規則第45号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 建築確認申請等（第9条—第13条）
- 第3章 違反建築物（第14条・第15条）
- 第4章 定期報告等（第16条—第18条）
- 第5章 指定道路等（第19条—第21条）
- 第6章 許可、認定申請等（第22条・第23条）
- 第7章 指定等（第24条—第28条）
- 第8章 雜則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）及び建築基準法施行条例（昭和30年香川県条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、法、令及び施行規則で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築主事等 法第4条第5項の建築主事又は法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。
- (2) 申請等 法、令、施行規則、条例及びこの規則により建築主事等又は知事に対して行う申請、通知、届出又は報告をいう。
- (3) 建築主等 建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者をいう。
- (4) 確認申請書 法第6条第1項又は第6条の2第1項（これらの規定を法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書をいう。
- (5) 計画通知書 法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知書をいう。

（建築主事）

第3条 建築主事は、本庁並びにその設置が必要な土木事務所及び香川県小豆総合事務所に置き、その所轄区域及び事務の区分は、別に定める。

（法人の場合の記載方法）

第4条 法、令、施行規則、条例及びこの規則により建築主事等又は知事に提出する申請書、通知書、届出書又は報告書は、次に掲げる者が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載しなければならない。

- (1) 建築主等、所有者、管理者、占有者、申請者、通知者、届出者又は報告者
- (2) 代理者、設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者

（工事監理者等の選定等の報告）

第5条 建築主等は、許可通知書、承認通知書、確認済証又は認定通知書の交付を受けた後に工事監理者を選定し、又は変更したときは、遅滞なく、工事監理者選定（変更）報告書（第1号様式）を建築主事等又は知事に提出しなければならない。

2 建築主等は、許可通知書、承認通知書、確認済証又は認定通知書の交付を受けた後に工事施工者を選定し、又は変更したときは、遅滞なく、工事施工者選定（変更）報告書（第2号様式）を建築主事等又は知事に提出しなければならない。

（申請等の取下げ）

第6条 申請等を行った建築主等は、当該申請等に係る許可通知書、承認通知書、確認済証又は認定通知書の交付を受ける前に当該申請等を取り下げる場合は、建築主事等又は知事に対し、その旨を届け出なければならない。

（確認申請手数料等の免除又は減額）

第7条 次の各号に掲げる通知又は申請をした者が県の機関の長である場合は、それぞれ当該各号に定める手数料を免除する。

- (1) 法第18条第2項、第14項及び第17項（これらの規定を法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部512の項の手数料（構造計算適合性判定を要する場合における加算額を除く。）並びに513の項、514の項及び562の項から570の項までに規定する手数料のうち当該通知に係る手数料
- (2) 法第18条第22項第1号、第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第12項まで（これらの規定のただし書に限る。）、第51条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項及び第3項、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、第57条の4第1項、第59条第1項第3号、第59条第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条の2第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第5項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項（これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに条例第8条ただし書（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定（以下「許可等」という。）に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部515の項から561の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料
- 2 前項に規定するもののほか、次に掲げるものの香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部512の項の手数料（構造計算適合性判定を要する場合における加算額を除く。）並びに513の項、514の項及び562の項から570の項までに規定する手数料については、第1号に掲げるものにあってはこれらの手数料を免除し、第2号から第6号までに掲げるものにあってはこれらの手数料の額の2分の1に相当する額を減額する。
- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内において、その災害により滅失し、又は損壊したため、災害発生の日から6月以内に工事に着手しようとする建築物、建築設備又は工作物
- (2) 法第86条第1項若しくは第2項若しくは法第86条の2第1項の規定による認定又は法第86条第3項若しくは第4項若しくは法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅

(4) 道路法（昭和27年法律第180号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）による事業その他の公共事業の施行による立ち退きのため建築する建築物、設置する建築設備又は築造する工作物

(5) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅

(6) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要がある場合又は災害その他特別な理由がある場合において知事が特に必要があると認めた建築物、建築設備又は工作物

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、確認申請書又は計画通知書に同項各号のいずれかに該当するものであることを証する書類を添付しなければならない。

（建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票）

第8条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部512の項から570の項までに規定する手数料を納付する者は、建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票（第3号様式）に香川県証紙をはりつけて納付しなければならない。ただし、当該手数料を香川県証紙によらないで納付する場合は、この限りでない。

第2章 建築確認申請等

（確認申請書等に添えるべき図書）

第9条 施行規則第1条の3第7項（施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）、第2条の2第4項（施行規則第8条の2第6項において準用する場合を含む。）又は第3条第6項（施行規則第8条の2第7項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書又は計画通知書に添えるべき図書は、確認申請に関する意見書（第4号様式）とする。

2 前項の規定は、確認申請書を指定確認検査機関に提出する場合については、適用しない。

3 建築主等は、前項の場合において、確認の申請又は計画の通知に係る建築物若しくは工作物の敷地、建築設備の所在地又は道路の所在地が2以上の市町にわたるときは、当該すべての市町の長の確認申請に関する意見書を添えなければならない。

4 施行規則第1条の3第1項の表2の(22)項及び(63)項の(ろ)欄に掲げる危険物の数量表及び工場・事業調書は、工場・事業調書（第5号様式）によるものとする。

（既存不適格建築物等の増築等の確認申請書等に添える調書）

第10条 施行規則第1条の3第1項の表2の(63)項の(ろ)欄に掲げる既存不適格調書は、不適格建築物調書（第6号様式）によるものとする。

2 法第88条第1項において準用する法第86条の7第2項若しくは第3項の規定により工作物について増築等をする場合において、法第6条第1

項の規定による建築等の確認を受けようとする者又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、確認申請書又は計画通知書に不適格工作物調書（第7号様式）を添えて、建築主事等に提出しなければならない。

3 施行規則第3条第2項第1号ロに掲げる図書のうち第1条の3第1項の表2の(63)項の(ろ)欄に掲げる図書は、不適格工作物調書によるものとする。

（条例の規定の適用を受ける場合の確認申請書等に添えるべき図書）

第11条 申請に係る建築物、建築設備又は工作物が条例の規定に適合するものであることについての確認をする場合における施行規則第1条の3第7項（施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）、第2条の2第4項（施行規則第8条の2第6項において準用する場合を含む。）又は第3条第6項（施行規則第8条の2第7項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書又は計画通知書に添えるべき図書は、別表の(あ)欄に掲げる建築物の区分に応じて同表の(い)欄に掲げる図書とし、当該図書に明示すべき事項は、当該図書の区分に応じて同表の(う)欄に掲げる事項とする。

2 別表の(う)欄に掲げる事項を、施行規則第1条の3第1項若しくは第4項、第2条の2第1項若しくは第3条第1項から第3項までに掲げる図書（以下この項において「施行規則で定める図書」という。）又は別表の各項に掲げる図書のうち他の図書に明示して、その明示した図書を確認申請書又は計画通知書に添える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該別表の各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該別表の各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を施行規則で定める図書又は当該別表の各項に掲げる図書のうち他の図書に明示したときは、当該別表の各項に掲げる図書を確認申請書又は計画通知書に添えることを要しない。

（完了検査申請書等に添付する書類）

第12条 施行規則第4条の8第1項第5号（施行規則第4条の11の2において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) コンクリート工事施工計画報告書（第8号様式）（当該申請に係る建築物のうち、階数が3以上である共同住宅で床及びはりに鉄筋を配置するものに限る。）

(2) その他知事が必要と認める書類

2 施行規則第4条第1項第6号（施行規則第4条の4の2において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) コンクリート工事施工結果報告書（第9号様式）（前項第1号に掲げる建築物に限る。）

(2) その他知事が必要と認める書類

(学校及び体育館に類する用途)

第13条 条例第6条の規則で定めるものは、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場とする。

第3章 違反建築物

(意見の聴取)

第14条 法第9条第3項又は第8項（法第10条第4項、第45条第2項、第88条第1項から第3項まで、第90条第3項又は第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により公開による意見の聴取を行うことを請求しようとする者は、意見聴取請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の意見の聴取を行うことを請求した者又は法第46条第2項若しくは法第48条第15項（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定により公告した事項に利害関係を有する者（以下「被意見聴取者」という。）は、意見の聴取の期日に自ら出頭し、又はその代理人を出頭させなければならない。
- 3 被意見聴取者は、前項の規定により代理人を出頭させるときは、あらかじめ、委任状に、その理由及び代理人との関係を記載した書面を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 被意見聴取者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭しないときは、意見の聴取の機会を放棄したものとみなす。
- 5 次項の規定により意見の聴取を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、意見の聴取に際して必要があると認めるときは、代理人が出頭している場合であっても、被意見聴取者の出頭を求めることができる。
- 6 意見の聴取は、知事又は知事が指名する者が主宰する。
- 7 意見の聴取に關係のある官公庁の職員は、必要に応じ、出席して意見を述べることができる。
- 8 意見の聴取においては、被意見聴取者又はその代理人以外の者は、発言することができない。ただし、主宰者の承認を得たときは、この限りでない。
- 9 主宰者は、意見の聴取の経過について調書を作成しなければならない。
- 10 主宰者は、意見の聴取の期日における審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずることができる。

(違反建築物等に対する命令の公示)

第15条 法第9条第13項（法第10条第4項、第88条第1項から第3項まで又は第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による公

示は、第11号様式による標識を設置して行う。

第4章 定期報告等

(定期報告を要する特殊建築物の指定等)

第16条 法第12条第1項の規定により知事が指定する建築物は、次の表の(あ)欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の規模が(い)欄の当該各項に該当するものとし、施行規則第5条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、(う)欄に掲げる時期とする。

	(あ)用途	(い)規模	(う)報告の時期
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場	地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル(屋外観覧席にあっては1,000平方メートル)以上のもの	毎年7月1日から9月30日まで
2	百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗	地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	毎年7月1日から9月30日まで
3	ホテル又は旅館	地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のもの	毎年7月1日から9月30日まで
4	病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)又は児童福祉施設等(入所施設を有するものに限る。)	地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のもの	昭和48年を始期とし、2年ごとの9月1日から11月30日まで
5	公衆浴場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店又は飲食店	地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	昭和48年を始期とし、2年ごとの9月1日から11月30日まで
6	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水	地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が	昭和48年を始期とし、3年ごとの4月1日から6月30日まで

	泳場又はスポーツの練習場	2,000平方メートル以上のもの	
7	寄宿舎	地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のもの	昭和48年を始期とし、3年ごとの4月1日から6月30日まで

2 施行規則第5条第4項の規則で定める書類は、配置図及び各階平面図とする。ただし、法第12条第1項の規定による報告が前回の報告と変更がない場合は、この限りでない。

3 施行規則第5条第3項の報告書及び調査結果表は、報告の日前3月以内に調査し、作成したものでなければならない。

(定期報告を要する建築設備等の指定)

第17条 法第12条第3項の規定により知事が指定する昇降機は、次に掲げるもの（1戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。）とする。

(1) エレベーター

(2) エスカレーター

2 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備は、前条第1項の表に掲げる建築物に設けたもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 換気設備で中央管理方式の空気調和設備のもの

(2) 法第35条の排煙設備のうち、排煙機を有するもの

(3) 法第35条の非常用の照明装置で予備電源を別置きしたもの

3 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定により知事が指定する昇降機等は、次に掲げるものとする。

(1) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）

(2) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

(3) メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

(建築設備等の定期報告)

第18条 施行規則第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、前条第1項の昇降機にあっては当該昇降機の設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に応当する毎年の当該月の前1月間とし、前条第2項の建築設備にあっては毎年4月1日から11月30日までとし、同条第3項の昇降機等にあっては

毎年2月1日から3月31日まで（ウォータースライド（同項第2号に掲げる遊戯施設のうち、水を流した水路を人が直接滑走するものをいう。）にあっては毎年4月1日から5月31日まで）とする。

- 2 施行規則第6条第4項の規則で定める書類は、各階平面図に建築設備等の位置を明記したものとする。ただし、法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告が前回の報告と変更がない場合は、この限りでない。
- 3 施行規則第6条第3項の報告書及び検査結果表は、報告の日前3月以内に検査し、作成したものでなければならない。
- 4 第16条第1項の建築物又は前条第2項の建築設備の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。以下同じ。）は、当該建築物又は建築設備の使用を廃止し、又は休止したときは、速やかに、建築物等廃止（休止）届出書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。
- 5 前条第1項の昇降機又は同条第3項の昇降機等の所有者は、当該昇降機又は昇降機等の使用を廃止し、又は休止したときは、速やかに、昇降機等廃止（休止）届出書（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

第5章 指定道路等

（道路の位置の指定の申請書等）

第19条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定（変更・廃止）申請書（第14号様式）に、次に掲げる図書又は書面を添えて知事に提出しなければならない。

（1）次の表に掲げる図書又は書面

図書又は書面の種類	明示すべき事項	
位置図（縮尺は1,500分の1程度）	指定を受けようとする道路（以下「申請道路」という。）及び当該道路の指定に伴い造成する宅地等の造成敷地（以下「造成敷地」という。）の位置	
道路の位置の指定申請添付図面（第15号様式）	明示すべき事項	
付近見取図	種類	方位並びに申請道路及び造成敷地の位置
標準横断面図		縮尺、申請道路の道路境界線及び幅員、排水管の材料、管径及び土かぶり厚さ、道路の横断方向の勾配並びに道路の仕上げ厚さ（舗装する場合は舗装厚さ及び路盤厚さ）及び材質
縦断面図（道路の縦断方向の勾配があるときに限る。）		道路の縦断方向の勾配

構造図	縮尺、側溝及び街渠構造図並びに擁壁詳細図
地籍図又は実測図（ 縮尺は600分の1から300分の1まで）	<p>縮尺、方位、地番の境界線及び断面図の切断位置</p> <p>申請道路の延長、起点及び終点の位置、幅員、面積、すみ切りの有効寸法、転回広場及び終端広場の有効寸法、転回広場及び終端広場間の距離並びに排水施設の構造（排水施設の位置、材料、排水管の径及び排水勾配並びにガッター桟及びマンホールの位置）</p> <p>取付道路の概要（位置、種別、幅員、都市計画法第33条第1項第2号に規定する道路にあっては当該道路に関して受けた開発許可又は当該開発許可の変更の年月日及び番号並びに公告年月日及び番号、法第42条第1項第5号の規定により位置の指定を受けた道路にあってはその指定年月日及び番号並びに公告年月日及び番号並びに水路を伴う場合は水路の位置及び幅員）、農道及び水路の幅員及び面積、造成敷地の面積及び高低差、宅地の区画割及び区画ごとの面積、宅地の面積、宅地内排水計画、電柱の位置並びに既存建築物及び工作物の位置及び概要</p>
公図の写し	縮尺、方位、造成敷地の位置、申請道路の位置、当該申請道路のすみ切りの位置、農道、水路及び取付道路の位置並びに申請道路及び造成敷地の地目、地番並びに所有者及び権利者

- (2) 道路の位置の指定に関する添付調書（第16号様式）
- (3) 造成敷地の区域に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面
- (4) 申請道路に係る土地の登記事項証明書
- (5) 施行規則第9条に規定する承諾書
- (6) 施行規則第9条の規定により承諾を得た者の印鑑証明
- (7) 申請道路に係る土地の区域内の農道、水路その他の施設の管理者の許可書、同意書又は承諾書の写し（当該農道、水路その他の施設の工事、使用、変更又は廃止を必要とする場合に限る。）
- (8) 申請道路に係る土地の区域内又はその周囲の農道、水路その他の施設に係る境界確定書の写し（知事が必要と認める場合に限る。）
- (9) その他知事が必要と認める図書又は書面

2 前項第5号の承諾書は、道路の位置の指定（変更・廃止）に関する承諾書（第17号様式）とする。

（道路の工事の完了及び指定）

第20条 前条の規定により申請をした者は、当該申請道路の築造工事が完了したときは、道路築造工事完了届（第18号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の完了届を受理した場合は、当該申請道路が令第144条の4第1項各号に掲げる基準に、当該申請道路に係る造成敷地が建築基準関係規定にそれぞれ適合しているかどうかを検査しなければならない。

3 知事は、前項の検査において、当該申請道路が前項に規定する基準に適合していると認めたときは、当該申請道路の位置を指定するものとする。

4 施行規則第10条に規定する申請者に対する通知は、前条の道路位置指定（変更・廃止）申請書の副本の通知欄に所要の記載をしたもの交付して行うものとする。

（準用）

第21条 前2条の規定は、前条第3項の規定により知事が指定した道路の位置の指定を変更し、又は廃止する場合に準用する。ただし、廃止の申請であることその他の理由により添付する図書又は書面の一部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付する図書又は書面の一部を省略することができる。

第六章 許可、認定申請等

（許可申請書等に添付する図書又は書面）

第22条 施行規則第10条の4第1項及び第4項並びに施行規則第10条の4の2第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

（1） 施行規則第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び2面以上の立面図

（2） 許可又は認定を必要とする理由書

（3） その他知事が必要と認める図書又は書面

2 施行規則第10条の16第1項第4号及び施行規則第10条の21第1項第3号の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

（1） 申請区域に係る土地の不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面

（2） 地籍図（縮尺、方位、土地の境界、地番、地目及び土地に関して所有権又は借地権を有する者の氏名を明示したものとする。）

(3) 申請区域に係る土地の登記事項証明書

(4) 施行規則第10条の16第1項第3号又は施行規則第10条の21第1項第2号の規定により同意又は合意を得た者の印鑑証明

(5) その他知事が必要と認める図書又は書面

3 施行規則第10条の16第2項第3号の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1) 施行規則第10条の18の計画書（認定又は許可を受けようとする建築物を含めて記載したものとする。）

(2) その他知事が必要と認める図書又は書面

4 施行規則第10条の16第3項第3号の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1) 施行規則第10条の18の計画書（許可を受けようとする建築物を含めて記載したものとする。）

(2) 第2項第1号から第3号までに掲げる図書又は書面

(3) 施行規則第10条の16第3項第2号の規定により同意を得た者の印鑑証明

(4) その他知事が必要と認める図書又は書面

5 工場の用途に供する建築物に係る前各項の知事が定める図書又は書面は、前各項に掲げるもののほか、工場・事業調書とする。

6 法第86条の7各項に規定する増築等をする建築物に係る第1項から第4項までに規定する知事が定める図書又は書面は、第1項から第4項までに掲げるもののほか、不適格建築物調書とする。

7 法第88条第1項において準用する法第86条の7第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する法第86条の7第1項に規定する増築等をする工作物に係る第1項から第4項までに規定する知事が定める図書又は書面は、第1項から第4項までに掲げるもののほか、不適格工作物調書とする。

（条例による認定の申請）

第23条 条例第8条ただし書（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、条例第13条第1項ただし書、条例第23条第1項、条例第26条ただし書又は条例第28条ただし書の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書（第19号様式）に、前条第1項各号に掲げる図書又は書面及び不適格建築物調書を添えたものの正本1通及びその写し1通を知事に提出しなければならない。

第7章 指定等

（建築物の後退距離の算定において除かれる建築物の部分）

第24条 令第130条の12第5号に規定する規則で定める建築物の部分は、道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する

建築物で、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けたものの部分とする。

(屎尿浄化槽を設ける区域のうち衛生上特に支障があると認める区域の指定)

第25条 令第32条第1項第1号の表に掲げる特定行政庁の衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、知事が別に定める区域とする。

(垂直積雪量)

第26条 令第86条第3項に規定する規則で定める垂直積雪量は、市町の区域ごとに次の式によって計算した数値とする。ただし、当該区域の地形の状況その他の特別の理由により当該式によることが適當でないと知事が認めるときは、この限りでない。

$$d = a + (h - h_0) \times 0.0011$$

この式において、d、a、h及び h_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

d 垂直積雪量（単位 メートル）

a 次の表の左欄の区域における同表の右欄に掲げる基準積雪量（単位 メートル）

区域	基準積雪量
1 小豆郡 香川郡	0.2
2 1の項及び3の項に掲げる区域以外の区域	0.3
3 綾歌郡のうち綾川町 仲多度郡のうち琴平町及びまんのう町	0.4

h 当該建設予定地の標高（単位 メートル）

h_0 市役所又は町役場の所在地の標高（単位 メートル）

(道の指定)

第27条 法第42条第2項の規定により知事が指定する道は、次に掲げるものとする。

- (1) 市街地を形成している区域内の幅員1.8メートル以上の道（特別都市計画事業に基づく土地区画整理により築造された背割通路を除く。）
- (2) 前号の区域以外の山間部、田園地帯等の区域内にある道で当分の間その周辺に建築物が増加する見込みのないものを除いた幅員1.8メートル以上の道

(街区の角にある敷地等の指定)

第28条 法第53条第3項第2号の規定により知事が指定する敷地は、次に掲げるものとする。

- (1) 2の道路（幅員4メートル以上のものに限る。以下この条において同じ。）により、角地（内角120度以内の角をなす敷地をいう。）を

なし、又は挟まれた敷地で、かつ、その敷地の外周の長さの4分の1以上がその2の道路に接するもの

- (2) 3以上の道路に接する敷地
- (3) 前面道路の反対側又は敷地に接して公園、広場、川その他これらに類するものがある敷地で、前2号に準ずるもの

第8章 雜則

(公示)

第29条 知事は、法及び施行規則に定めがあるものを除くほか、次に掲げる場合には、これを公示するものとする。

- (1) 法第6条第1項第4号の区域を指定したとき。
- (2) 法第22条第1項の区域を指定したとき。
- (3) 法第42条第1項の区域を指定したとき。
- (4) 法第42条第1項第4号の道路を指定したとき。
- (5) 法第42条第3項の水平距離を指定したとき。
- (6) 法第42条第4項の道を指定したとき。
- (7) 法第52条第1項第6号の数値及び区域を定めたとき。
- (8) 法第52条第2項第2号の区域を指定したとき。
- (9) 法第52条第2項第3号の区域を指定し、及び数値を定めたとき。
- (10) 法第52条第8項（第1号を除く。）の区域を指定し、及び数値を定めたとき。
- (11) 法第52条第8項第1号の区域を指定したとき。
- (12) 法第53条第1項第6号の数値及び区域を定めたとき。
- (13) 法第56条第1項第2号（イ及びニを除く。）の区域を指定したとき。
- (14) 法第56条第1項第2号イの区域を指定したとき。
- (15) 法第56条第1項第2号ニの数値及び区域を定めたとき。
- (16) 法第68条の9の区域を指定したとき。
- (17) 法第84条第1項の区域を指定したとき。
- (18) 法第84条第2項の期間を延長したとき。

- (19) 法第85条第1項の区域を指定したとき。
 - (20) 法別表第3の五の項の数値及び区域を定めたとき。
 - (21) 法別表第3備考第3号の区域を指定したとき。
 - (22) 令第131条の2第1項の街区を指定したとき。
- (補則)

第30条 法、令、施行規則、条例及びこの規則の実施のため必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の建築基準法施行細則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項又は第18条第2項（これらの規定を同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認の申請又は計画の通知がされた建築物、建築設備又は工作物について適用し、施行日前に同法第6条第1項若しくは第6条の2第1項又は第18条第2項の規定による確認の申請又は計画の通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、適用しない。
- 3 改正前の建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

別表(第11条関係)

	(あ)建築物の区分	(い)図書	(う)明示すべき事項
1 条例第3条の規定が適用される建築物	条例第3条第1号の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
		各階平面図	長屋の戸数、各戸の形状及び主要な出入口の位置
	耐火構造等の構造詳細図	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
			耐力壁及び非耐力壁の位置
			外壁、そで壁、墀その他これらに類するものの位置及び高さ
			防火区画の位置及び面積
	条例第3条第2号の規定が適用される建築物	条例第3条第2号に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	主要構造部、軒裏、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
			条例第3条第2号に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
2 条例第4条の規定が適用される建築物	条例第4条第1項ただし書の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	敷地と敷地の接する隣地との高低差
			がけの配置及び形状
			がけの端部（建築物の敷地ががけの上端に続く地盤面においてはがけの下端、建築物の敷地ががけの下端に続く地盤面においてはがけの上端をいう。以下同じ。）からの水平距離（がけの端部の水平投影線からの水平距離をいう。以下同じ。）ががけの高さの2倍以内である敷地の範囲及びがけの端部から建築物までの水平距離
			排水溝等がけへの流水又は浸水を防止するための適当な措置（位置、種別及び構造）
			擁壁の設置その他安全上適当な措置（位置、種別、形状、延長、確認済証交付番号及び年月日並びに検査済証交付番号及び年月日）
			がけの傾斜角が最大となる断面の切断位置
		各階平面図	建築物の形状及び構造
			がけの端部からの水平距離ががけの高さの2倍以内である敷地の範囲
3 条例第6条（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定が適用される建築物	条例第4条第1項ただし書に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	がけの土質等構造説明書	がけの土質性状を確認するために必要な事項
			がけの形状、高さ及び傾斜角
		2面以上の断面図	建築物の位置並びに基礎の外形形状及び根入れ深さ
			がけの端部からの水平距離ががけの高さの2倍以内である敷地の範囲及びがけの端部から建築物までの水平距離
			条例第4条第1項ただし書に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
4 条例第7条（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定が適用される建築物	条例第7条ただし書の規定が適用される建築物	配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
			屋外への避難の用に供する開口部の位置
		各階平面図	屋外への避難の用に供する開口部の位置及び開閉方式等の構造
			当該用途に供する部分の床面積の合計
		配置図	屋外への避難の用に供する開口部と、道又は公園、広場その他の空地との位置関係
			屋外への避難の用に供する開口部から道又は公園、広場その他の空地までの敷地内における通路の有効幅員及び高低差
		条例第7条ただし書に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第7条ただし書に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

5	条例第8条（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定が適用される建築物 条例第8条ただし書の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
		各階平面図	当該用途に供する部分の床面積の合計
		条例第8条ただし書の規定による認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
6	条例第9条の規定が適用される建築物	各階平面図	各教室等の部分ごとの床面積
			各教室等の出入口の位置及び有効幅員
			各教室等の出入口とこれらに面する廊下、広間又は屋外との位置関係
7	条例第11条の規定が適用される建築物 条例第11条第1項ただし書の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
			主要な出入口の位置及び道路との位置関係
			主要な出入口が道路に面しない場合、道路までの敷地内における通路の有効幅員及び高低差
		各階平面図	当該用途に供する部分の床面積の合計
			主要な出入口の位置及び開閉方式等の構造
		条例第11条第1項ただし書に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第11条ただし書に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
8	条例第13条の規定が適用される建築物 条例第13条第1項ただし書の規定が適用される建築物	付近見取図	道路又は条例第13条第2項に規定する空地 敷地の位置
		配置図	敷地の外周の長さ及びその合計 敷地と敷地の接する道路又は敷地の接する空地との高低差 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類又は空地の位置、規模及び種類 敷地の道路又は空地に接する部分及びその長さ
			条例第13条第2項の規定により同条第1項の表に掲げる道路の幅員に相当する幅の空地を設けた場合にあっては、当該空地の道路に相当する幅員
			客席の位置及び構造 条例第12条の2の規定に基づき算定した客席の部分の定員の合計及びその算定根拠
		各階平面図	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		条例第13条第1項ただし書の規定による認定の内容に適合することの確認に必要な図書	
9	条例第14条の規定が適用される建築物	配置図	敷地と敷地の接する道路又は敷地の接する条例第13条第2項に規定する空地との高低差 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類又は空地の位置、規模及び種類 敷地の道路又は空地に接する部分及びその長さ 主要な出入口の位置 前面空地の規模、面積及び高低差 前面空地とその他の敷地の部分との境界線
		各階平面図	主要な出入口の位置及び開閉方法等の構造 前面空地の範囲 客席の位置及び構造 条例第12条の2の規定に基づき算定した客席の部分の定員の合計及びその算定根拠

	条例第14条第4項の規定が適用される建築物 令第115条の2の2の規定が適用される建築物	配置図	前面空地とその他の敷地の部分の境界線及び前面空地の上空のうち地盤面からの高さが3メートル以上の部分に設けた建築物の部分の外形線
		各階平面図	前面空地の上空のうち地盤面からの高さが3メートル以上の部分に設けた建築物の部分の位置、形状及び構造
		2面以上の断面図	地盤面の位置及び高さ 前面空地の位置、規模及び建築物の位置関係 前面空地の上空における地盤面から3メートルの高さの境界線 前面空地の上空のうち地盤面からの高さが3メートル以上の部分に設けた建築物の部分の位置、形状及び構造
		地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ 地盤面を算出するための算定式
		配置図	敷地内における通路の位置及び幅員
		各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置
		耐火構造等の構造詳細図	令第115条の2の2第1項第1号に規定する部分及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
10		配置図	敷地と敷地の接する道（都市計画区域内においては、道路）又は公園、広場その他これらに類する安全な空地（以下この項において「空地」という。）との高低差 敷地の接する道（都市計画区域内においては、道路）の位置、幅員及び種類又は空地の位置、規模及び種類 敷地の道（都市計画区域内においては、道路）又は空地に接する部分及びその長さ 興行場等の用途に供する建築物及び興行場等の用途に供する部分の出入口のうち屋外に直接面する出入口並びに屋外階段の位置及び有効幅員 興行場等の用途に供する建築物及び興行場等の用途に供する部分の出入口並びに屋外階段が通ずる屋外の通路の位置、幅員、高低差及び道（都市計画区域内においては、道路）又は空地との位置関係
		各階平面図	興行場等の用途に供する部分とその他の用途に供する部分との別 興行場等の用途に供する建築物及び興行場等の用途に供する部分の出入口の位置及び開閉方式等の構造 興行場等の用途に供する建築物及び興行場等の用途に供する部分の出入口の有効幅員及び条例第15条第1項第2号の規定により幅員を算出するための計算式 屋外階段の位置、構造及び有効幅員
11	条例第16条の規定が適用される建築物	配置図	客用の直通階段の位置
		各階平面図	客用の直通階段の位置及び構造 客用の直通階段の有効幅員及び避難時の通過想定人数を乗じて得る寸法を算出するための計算式 客用の直通階段の出入口の有効幅員及び建具の開閉方式等の構造
12	条例第17条の規定が適用される建築物 条例第17条第2号ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	客用の廊下の位置、形状 客用の廊下の有効幅員（0.6センチメートルに避難時の通過想定人数を乗じて得た数値が1.2メートルを超える場合は、その寸法を算出するための計算式） 客席の部分の出入口の位置及び当該出入口から行き止まりとなる部分までの廊下の長さ 客用の廊下の高低差、傾斜路の勾配及び階段状部分の寸法
			条例第17条第2号ただし書に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

	条例第17条第3号ただし書の規定が適用される建築物	条例第17条第3号ただし書に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第17条第3号ただし書に規定する避難上有効なバルコニーその他これに類するもの及び建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
13	条例第18条の規定が適用される建築物	各階平面図	客席の部分の出入口の位置及び開閉方式等の構造 条例第12条の2の規定に基づき算定した客席の部分ごとの定員及びその算定根拠 客席の部分の出入口の有効幅員（0.8センチメートルに避難時の通過想定人数を乗じて得た数値が1.2メートルを超える場合は、その寸法を算出するための計算式）
14	条例第19条の規定が適用される建築物	各階平面図	興行場等の客席の部分とその他の部分の別 条例第19条に規定する区画の位置
	令第115条の2の2の規定が適用される建築物	配置図	敷地内における通路の位置及び幅員
		各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置
		耐火構造等の構造詳細図	令第115条の2の2第1項第1号に規定する部分及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
	令第112条第14項の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置及び種別
		2面以上の断面図	昭和48年建設省告示第2563号又は昭和48年建設省告示第2564号に規定する防火設備等の構造
		設備図	煙感知器、熱感知器又は熱煙複合式感知器の位置
15	条例第20条の規定が適用される建築物	各階平面図	客席の配置及び種別 立見席の前面、主階以外の階にある客席の前面及び高さが50センチメートルを超える段床に設ける客席の前面に設ける手すりの位置、高さ及び構造
		断面図	客席及び客席の通路の縦断構造及び各部の寸法 立見席の前面、主階以外の階にある客席の前面及び高さが50センチメートルを超える段床に設ける客席の前面に設ける手すりの位置、高さ及び構造
		詳細図	客席のいすの構造及び前後間隔
16	条例第20条の2の規定が適用される建築物	各階平面図	客席の配置及び席数 客席の通路の配置及び客席の部分の出入口の位置 客席の通路の高低差、傾斜路の勾配及び階段状部分の寸法 客席の部分の縦通路の高低差が3メートルを超える場合にあっては、その高低差3メートル以内ごとに設置する横通路又は廊下若しくは階段に連絡するすい道の配置及び構造
	条例第20条の2第1項の規定が適用される建築物	断面図	客席及び客席の通路の縦断構造、各部の寸法及び勾配 客席のいすの前後間隔が35センチメートルを超える場合、縦通路の配置を定めるために必要な計算式 縦通路の有効幅員（当該通路の両側に客席がある場合にあっては、0.6センチメートルに避難時の通過想定人数を乗じて得た数値が80センチメートルを超える場合はその寸法を算出するための計算式、当該通路の片側に客席がある場合にあっては、0.6センチメートルに避難時の通過想定人数を乗じて得た数値が60センチメートルを超える場合はその寸法を算出するための計算式）
	条例第20条の2第1項第3号の規定が適用される建築物	各階平面図	客席のいすの構造及び前後間隔 横通路の有効幅員（0.6センチメートルに避難時の通過想定人数を乗じて得た数値が1メートルを超える場合は、その必要寸法を算出するための計算式）

		条例第20条の2第1項第4号ただし書の規定が適用される建築物	条例第20条の2第1項第4号ただし書に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第20条の2第1項第4号ただし書に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		条例第20条の2第1項第5号ただし書の規定が適用される建築物	条例第20条の2第1項第5号ただし書に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第20条の2第1項第5号ただし書に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		条例第20条の2第1項第6号の規定が適用される建築物	条例第20条の2第1項第6号に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第20条の2第1項第6号に規定する出入口の数を算出するための計算式
17	条例第22条の規定が適用される建築物		各階平面図	興行場等の用途に供する部分の主階である旨の表示 開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ 条例第22条第2号に規定する区画の位置 客用に供する直通階段の位置及び避難階段又は特別避難階段の別 客席の部分に直接通ずる階段の位置及び特別避難階段又は屋外に設ける避難階段の別
		耐火構造等の構造詳細図		主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
	令第5章第2節の規定が適用される建築物	各階平面図		階段の配置及び構造 階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積 避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅
			2面以上の断面図	直通階段の構造
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
		室内仕上げ表		令第123条第1項第2号及び第3項第3号に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ
	条例第22条第6号の規定が適用される建築物	各階平面図		避難の用に供することができる屋上広場の位置並びにこれに通ずる2以上の避難階段又は特別避難階段の位置及び種別 屋上広場に設置する手すり壁、柵又は金網の位置及び高さ
			各階平面図	興行場等の用途に供する部分の主階から避難階に通ずるすべての階段の位置及び避難階段又は特別避難階段の別
18	条例第23条の規定が適用される建築物	条例第23条第1項の規定が適用される建築物	条例第23条第1項の規定による認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		条例第23条第2項の規定が適用される建築物	条例第23条第2項の規定による確認又は認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該確認又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

主要構造部について法第2条第7号の2の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
		外壁、そで壁、屏その他これらに類するものの位置及び高さ
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
主要構造部について法第2条第9号の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
令第129条の2第1項の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
	室内仕上げ表	令第129条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
	階避難安全検証法により検証した際の平面図	防火区画の位置及び面積
		居室の出口の幅
		各階の天井の高さ
		各室の用途
		在館者密度
		各室の用途に応じた発熱量
	階避難安全検証法により検証した際の計算書	令第129条の2第3項第1号に規定する居室避難時間及びその算出方法
		令第129条の2第3項第2号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法
		令第129条の2第3項第4号に規定する階避難時間及びその算出方法
		令第129条の2第3項第5号に規定する階煙降下時間及びその算出方法
条例第23条第3項の規定が適用される建築物	条例第23条第3項の規定による確認又は認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該確認又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
令第129条の2の2第1項の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
	室内仕上げ表	令第129条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
	全館避難安全検証法により検証した際の平面図	防火区画の位置及び面積
		居室の出口の幅
		各階の天井の高さ
		各室の用途
		在館者密度
		各室の用途に応じた発熱量
	全館避難安全検証法により検証した際の計算書	令第129条の2第3項第1号に規定する居室避難時間及びその算出方法
		令第129条の2第3項第2号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法
		令第129条の2第3項第4号に規定する階避難時間及びその算出方法
		令第129条の2第3項第5号に規定する階煙降下時間及びその算出方法
		令第129条の2の2第3項第2号に規定する全館避難時間及びその算出方法
		令第129条の2の2第3項第3号に規定する全館煙降下時間及びその算出方法

19	条例第26条の規定が適用される建築物 条例第26条ただし書の規定が適用される建築物	付近見取図	道路 敷地の位置
		配置図	敷地の外周の長さ及びその合計 敷地と敷地の接する道路との高低差 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 敷地の道路に接する部分及びその長さ
		各階平面図	当該用途に供する部分の床面積の合計
			条例第26条ただし書の規定による認定の内容に適合することの確認に必要な図書
			当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		付近見取図	敷地の位置
		配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の外側の客用の出入口の位置及び有効幅員 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の外側の客用の出入口が面する空地の位置、道路からの後退寸法、有効寸法、高低差及び空地と道路との位置関係
20	条例第27条の規定が適用される建築物 条例第27条ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の外側の客用の出入口の位置及び開閉方法等の構造 当該用途に供する部分の床面積の合計
		付近見取図	道路 敷地の位置
		配置図	敷地と敷地の接する道路との高低差 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 敷地の道路に接する部分及びその長さ
			当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
			条例第28条ただし書の規定による認定の内容に適合することの確認に必要な図書
21	条例第28条の規定が適用される建築物 条例第28条ただし書の規定が適用される建築物	付近見取図	道路 敷地の位置
		配置図	敷地と敷地の接する道路との高低差 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 敷地の道路に接する部分及びその長さ
			当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

工事監理者選定（変更）報告書

年 月 日

殿

次のとおり工事監理者を選定（変更）したので、建築基準法施行細則第5条第1項の規定により報告します。

建築主等（届出者）住所

氏名

印

（法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

【1 確認番号】 第 号

【2 確認年月日】 年 月 日

【3 建築等の場所】

【4 主要用途】

【5 選定（変更）年月日】 年 月 日

【6 新工事監理者】

【ア 資 格】 () 建築士 () 登録第 号

【イ 氏 名】

【ウ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【エ 郵便番号】

【オ 所 在 地】

【カ 電話番号】

【7 旧工事監理者】

【ア 資 格】 () 建築士 () 登録第 号

【イ 氏 名】

【ウ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【エ 郵便番号】

【オ 所 在 地】

【カ 電話番号】

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第5条関係）

(日本工業規格A列4番)

工事施工者選定（変更）報告書

年　月　日

殿

次のとおり工事施工者を選定（変更）したので、建築基準法施行細則第5条第2項の規定により報告します。

建築主等（届出者）住所

氏名

印

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

【1 確認番号】 第 号

【2 確認年月日】 年 月 日

【3 建築等の場所】

【4 主要用途】

【5 選定（変更）年月日】 年 月 日

【6 新工事施工者】

【ア 氏 名】

【イ 営業所名】 建設業の許可（ ）登録第 号

【ウ 郵便番号】

【エ 所 在 地】

【オ 電話番号】

【7 旧工事施工者】

【ア 氏 名】

【イ 営業所名】 建設業の許可（ ）登録第 号

【ウ 郵便番号】

【エ 所 在 地】

【オ 電話番号】

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第3号様式（第8条関係）

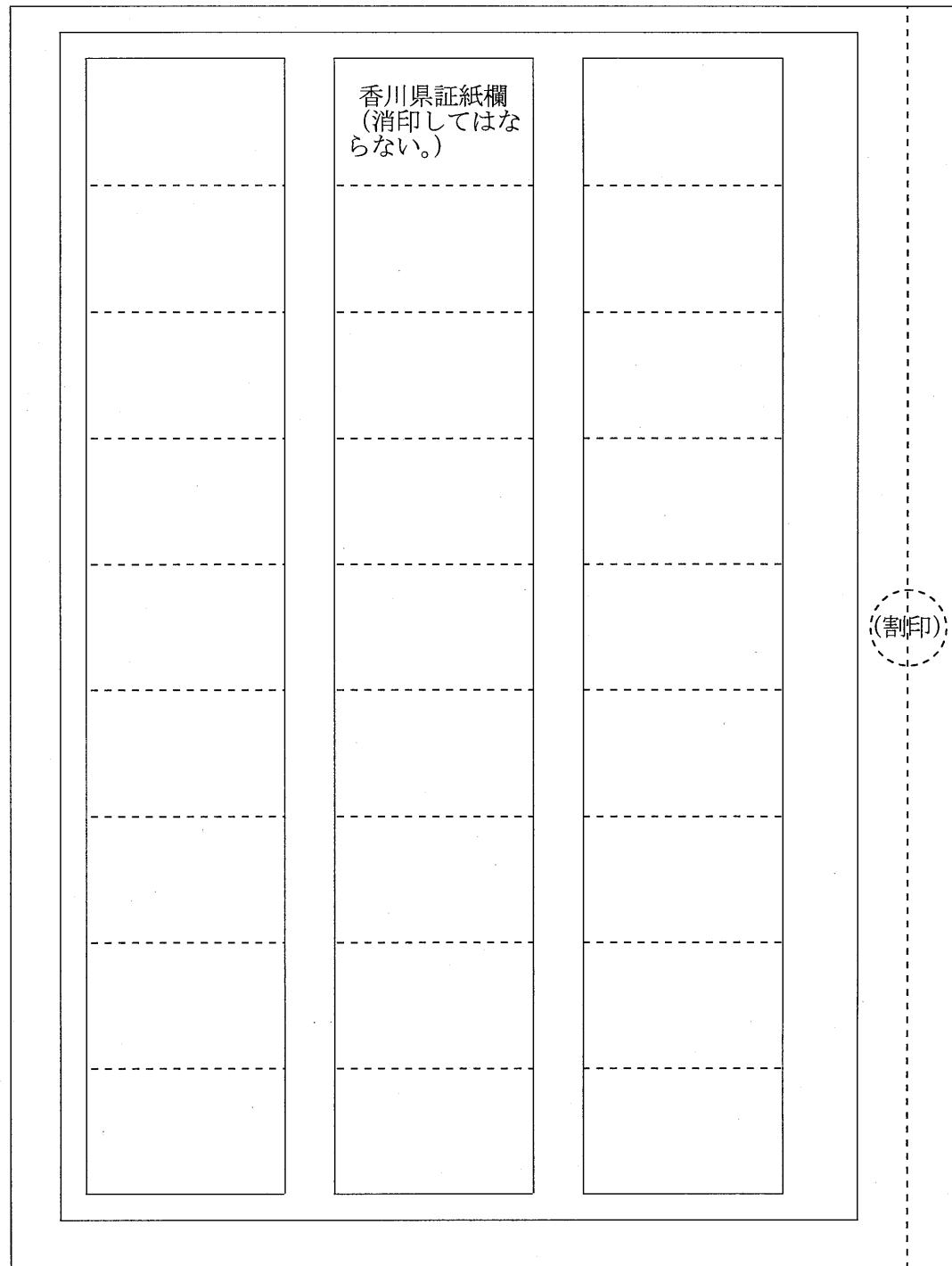
表面

（日本工業規格A列4番）

建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票		
(本 様 式 を 申 請 書 の 最 終 面 に 追 加 し、 申 請 者 の 割 印 を 押 して く だ さ い。 ((割印))	申請者 氏名	
	手数料の別	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 昇降機 <input type="checkbox"/> 建築設備 <input type="checkbox"/> 確認申請（ <input type="checkbox"/> 計画変更） <input type="checkbox"/> 計画通知（ <input type="checkbox"/> 計画変更）手数料 (構造計算適合性判定 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要) <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> その他 申請手数料 <input type="checkbox"/> 構造計算適合性判定手数料 <input type="checkbox"/> 中間検査 <input type="checkbox"/> 完了検査 申請手数料
	手数料合計額	
	※建築確認申請等受付番号	
	構造計算適合性判定手数料及び構造計算適合性判定を要する場合の加算額について は、別紙にはってください。	
香川県証紙欄 (消印してはならない。)		

(注意) 1 ※欄は、記入しないでください。
 2 証紙は、欄内にはってください。はれないときは、裏面又は別紙にはってください。別紙にはるときは、割印をしてください。

裏面



別紙（その1）

表面

（別紙：構造計算適合性判定等手数料納付票）

構造計算適合性判定等手数料金額

※受付年月日

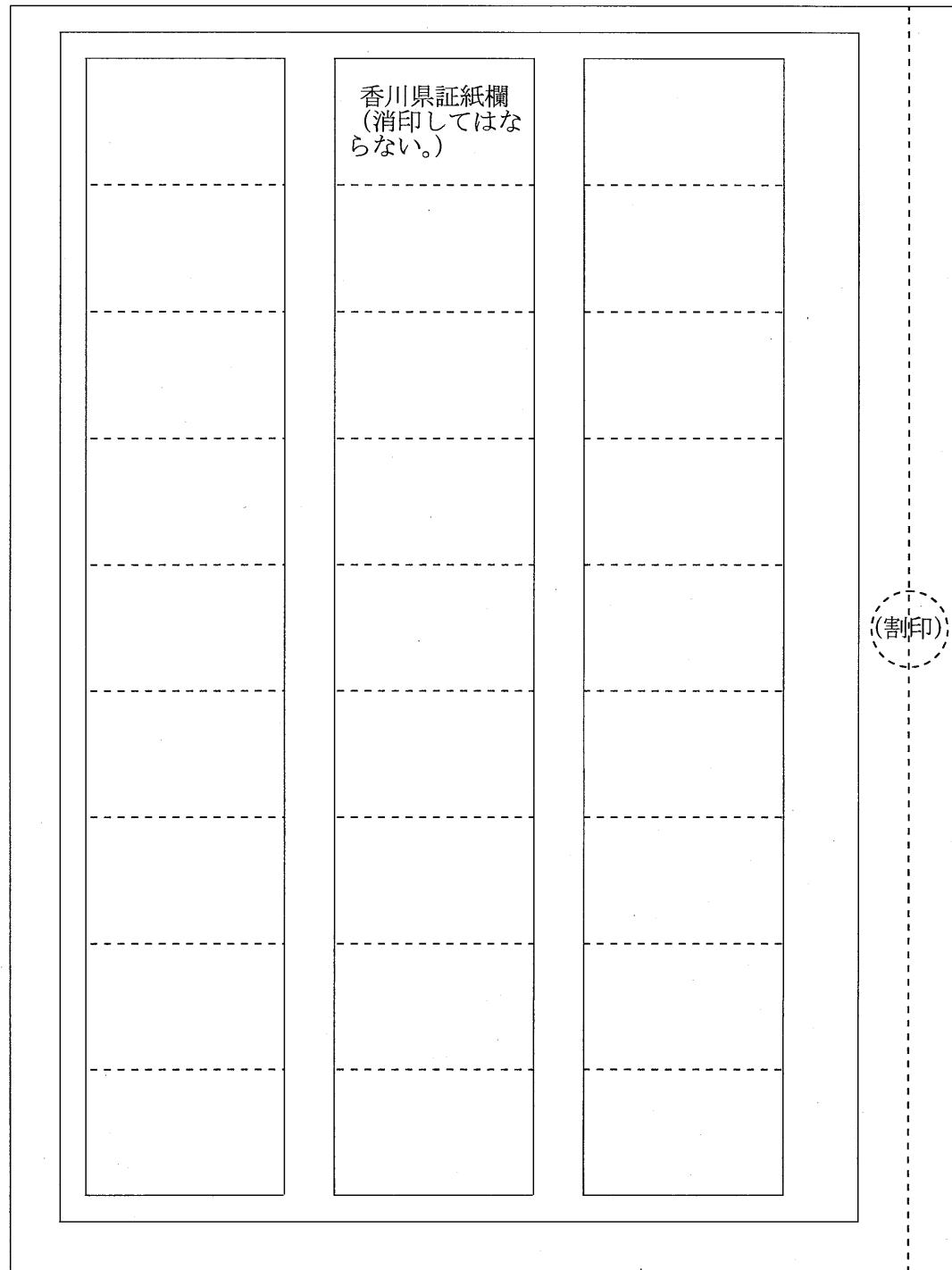
※受付番号

香川県証紙欄
(消印してはならない。)

(割印)

（注意）構造計算適合性判定手数料及び構造計算適合性判定を要する場合の加算額については、この様式にはってください。

裏面

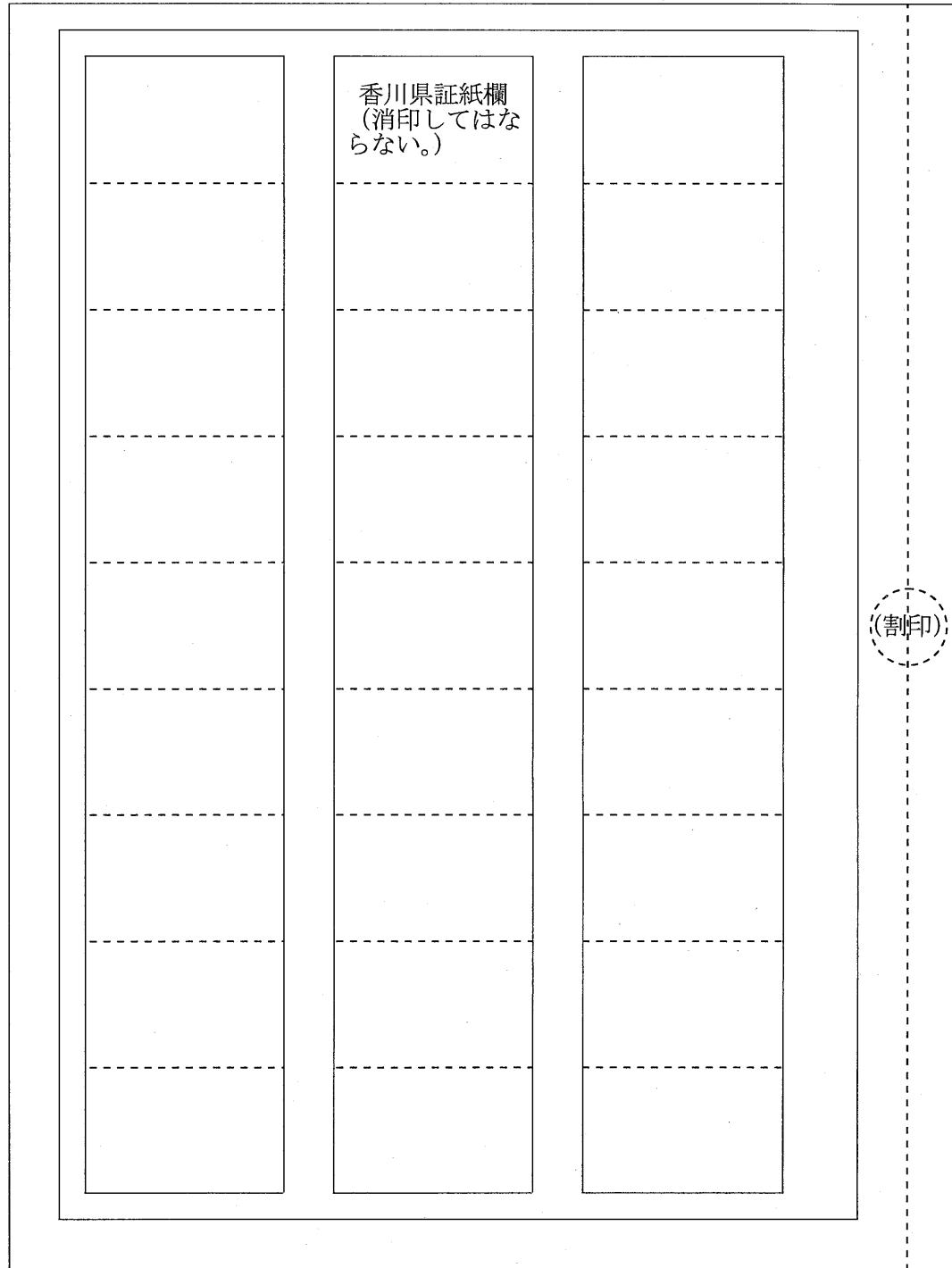


別紙（その2）

表面

(割印)	香川県証紙欄 (消印してはならない。)		

裏面



確認申請に関する意見書

年 月 日

香川県建築主事 殿

市町長

印

次の申請書についての意見は、次のとおりです。

申請書の種類			受付年月日・番号		第年月日			
申請者住所氏名	都道府県 市 郡 町							
敷地の位置	市 郡 町							
用途			工事種別	新築・増築・改築・移転・用途変更 大規模の修繕・大規模の模様替				
都市計画区域・地域・地区					敷地に接する道路、 道、水路等			
都市計画区域	用途地域	防火地域	都市計画施設	土地区画整理	その他の地域地区	東	国・県・市・町 農・指・開 その他()	m
内・外 区分区分非設定	第一種低層住専 第二種低層住専 第一種中高層住専 第二種中高層住専 第一種住居 第二種住居	防 火 準防火 法第22条 指定なし 建ペイ率	有・無 許可申請中 許可済 種類()	内・外 許可申請中 許可済 施行済	高度利用地区 臨港地区 () 特定用途制限地域 () 景観地区 綠化地域 関係なし	西	国・県・市・町 農・指・開 その他()	m
						南	国・県・市・町 農・指・開 その他()	m
開発許可 要・不要 許可済 許可申請中	近隣商業業 商	準工業業 容積率				北	国・県・市・町 農・指・開 その他()	m
						位置指定	第年月日	
60条証明 要・不要	工業専用 指定なし					開発	第年月日	
建築基準関係規定に関する意見	道路関係 都市計画 に関する 意見				終末 処理 区域	内・外		
	その他の 意見							
(備考)								

第5号様式（第9条、第22条関係）

(日本工業規格A列4番)

工場・事業調書					
建築等の場所		市 郡 町			
地域名			工場名		
原動機を使用する作業場		申請部分	申請部分以外の部分	合計	
	建築面積	m ²	m ²	m ²	
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	
物品の製造、処理又は加工		原料の種類	製造、処理又は加工の別		
製品の最大貯蔵量又は最大処理量					
原動機	種類	出力のキロワット数		台数	
	申	KW		台	
	請				
	既存				
計					
機械設備	名称	既存台数	申請台数	合計	
		台	台	台	
危険物の貯蔵又は処理	種類	貯蔵又は処理の別	数量又は容量		
			既存	申請	合計

第6号様式（第10条、第22条、第23条関係）

(その1)

(日本工業規格A列4番)

不適格建築物調書（建築基準法第86条の7による）

年 月 日

申請者等（所有者）住 所

氏 名

印

次の既存建築物を現地調査した結果、事実に相違ありません。

年 月 日 調査員（建築士事務所名・氏名）

印

1 既存不適格建築物敷地等の概要（敷地単位）							
		基 準 時		現 在			
申請敷地の地名地番							
申請敷地の用途地域							
地 域 地 区							
主 要 用 途							
建 ペ い 率 上 限							
容 積 率 上 限							
基 準 時 年 月 日			不適格の理由	公共事業 その他			
不適格の条項及び内容							
	基 準 時 : A	現 在 : B	申請等に よる増 減 : C	合計 : B + C = D	D/A	基 準 時 の上 限	
敷 地 面 積	m^2	m^2	m^2	m^2		m^2	
建 築 面 積	m^2	m^2	m^2	m^2		m^2	
延 ベ 床 面 積	m^2	m^2	m^2	m^2		m^2	
自動車車庫等の床面積	m^2	m^2	m^2	m^2		m^2	
不 適 格 床 面 積	m^2	m^2	m^2	m^2		m^2	
不適格事項（ 条）							
不適格事項（ 条）							
備 考							

2 申請等建築物の概要（敷地全体での棟単位）					
		A 棟	B 棟	C 棟	
工 事 種 別					
構 造					
階 数					
用 途					
	1 階	2 階	3 階	4 階	計
A 棟	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2
B 棟	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2
C 棟	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2
計	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2
備 考					

- 注意 1 既存不適格に係る建築物の管理者又は占有者が所有者と相違する場合は、「1 既存不適格建築物敷地等の概要」の備考欄に管理者又は占有者の住所及び氏名を記入してください。
 2 不適格事項が複合の場合は、「不適格事項（ 条）」欄を必要に応じて追加し、対象条項ごとに不適格事項を分けて記入してください。

(その2)

(日本工業規格A列4番)

3 既存不適格建築物等の概要(棟単位) () 棟						
着工年月日			構造			
確認年月日・番号			階数			
検査済証年月日・番号			用途			
基準時年月日			不適格の理由	公共事業	その他	
不適格の条項及び内容						
	基準時:A	現在:B	申請による増減:C	合計:B+C=D	D/A	基準時上の限
建築物の高さ	m	m	m	m		m
建築面積	m^2	m^2	m^2	m^2		m^2
延べ床面積	m^2	m^2	m^2	m^2		m^2
不適格床面積	m^2	m^2	m^2	m^2		m^2
自動車車庫等の面積	m^2	m^2	m^2	m^2		m^2
床面積・原動機の出力・機械の容量等の欄	建築基準法第20条に係る不適格建築物	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2
	建築基準法第26条、第27条、第61条及び第62条第1項に係る不適格建築物	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2
建項合	適作業場車庫等	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2
築まし	危険物の貯蔵又は処理の用	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2
基でな	途に供する建	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2
準にい	法係	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2
部	その他の用途	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2
第48不	()	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2
機械の第格合	適合する部分	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2
台数	計	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2
項目	適合しない原動機の出力	kW	kW	kW	kW	kW
か物	適合しない機械の台数	台	台	台	台	台
器等	適合しない容器等の容量	L	L	L	L	L
等の容量	建築基準法第52条第1項に係る不適格建築物	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2
その他の条項	()					
そ の 他						

注意 1 棟が複数の場合は、各棟ごとに作成してください。
 2 「建築基準法第52条第1項に係る不適格建築物」の欄については、車庫を含む床面積を記入してください。
 3 配置図及び間取り図(縮尺200分の1程度のシングルラインで、各室の床面積が算定できるように寸法を明示し、不適格部分が判別できるように赤色で明示したもの)を添付してください。

第7条様式（第10条、第22条関係）

(日本工業規格A列4番)

不適格工作物調書（建築基準法第86条の7による）										
申請者等（所有者）住所 氏名					年月日					
次の既存工作物を現地調査した結果、事実に相違ありません。 年月日 調査員（建築士事務所名・氏名）										
1 既存不適格工作物敷地等の概要（敷地単位）					2 不適格事項					
地域地区					内容					
敷地の地名地番					条項					
主要用途					基準時		年月日			
敷地面積					理由		公共事業その他			
3 既存不適格工作物の概要（工作物単位）A										
確認年月日・番号					着工年月日					
検査済証年月日・番号					不適格事項					
法第88条第1項	種類	基準時(A)		現在(B)		申請による増減(C)		合計B+C=(D)		(D)/(A)
		構造								
		高さ	m		m		m		m	
		数量								
法第88条第2項	建築面積	m^2		m^2		m^2		m^2		
	数量	台		台		台		台		
	出力	kw		kw		kw		kw		
	台数	台		台		台		台		
	計									
	出力	kw		kw		kw		kw		
年月日	台数	台		台		台		台		
	計									
備考										
*経過欄										
年月日		記事								
年月日		第号により確認処分								

注意 1 3の欄については、必要な工作物の数分明示し、欄が不足すれば用紙を追加してください。
 2 既存不適格工作物に係る管理者又は占有者が所有者と相違する場合は、管理者又は占有者の住所及び氏名を備考欄に記入してください。
 3 *欄については、記入しないでください。

第8号様式（第12条関係）

表面

(日本工業規格A列4番)

コンクリート工事施工計画報告書

殿

年月日

報告者	建築主	氏名			住所	電話	
	工事監理者	()級建築士		()登録 第	号		
		氏名	事務所名				
		住 所				電 話	
施工者	会社名			代表者			
	建設業の許可	(大臣・知事)登録 第			号		
	住 所						
設計者	()級建築士	()登録 第			号		
	氏 名	事務所名					
	住 所				電 話		
建築工事名							
建築場所							
確認	確認年月日	年 月 日		確認番号 第			号
	計画変更年月日	年 月 日		確認番号 第			号
建築物の概要	敷地面積	m^2	建築面積	m^2	延べ面積	m^2	
	階数	地上 地下	階 数	主 要 用 途		構造	
強度試験の方法	計画調合の試験	方法	告示第1102号 ^(注1)	供試体の養生方法			
	強度確認の試験	方法	告示第1102号 ^(注1)	供試体の養生方法			
設計かぶり厚さの 最小値 (cm)	部位	土に接しない部分				土に接する部分	
	柱	屋外		屋内			
	屋根板	屋外		屋内			
	床板	下端		上端			
	はり	屋外		屋内			
	耐力壁	屋外		屋内			
	非耐力壁	屋外		屋内			
□チェックリスト等の添付により適用規定の確認がなされていること。							
その他必要な事項							

注意 1 昭和56年6月1日建設省告示第1102号。

2 中間検査にあたっては、この計画書とともにコンクリート調合計画書も持参してください。

3 ※印の欄には記載しないでください。

裏面

セメント 使用材料	品名・(種別)・製造工場 混和材料	品名・(種別)	レディミクスト	製造会社・工場名								
				JIS表示許可番号	工場現場までの距離・所要時間							
								km 分				
細骨材	産地・(種別)		塩分(%)	アルカリ骨材反応		粗骨材	産地・(種別)・最大寸法(mm.)		アルカリ骨材反応試験方法判定			
				合・否						合・否		
調合計画	番号	打設部位	打設時期	コンクリートの種類	設計基準強度(N/mm ²)	調合強度(N/mm ²)	呼び強度(N/mm ²)	スランプ(cm)	空気量(%)	水セメント比(%)	単位水量(kg/m ³)	細骨材率(%)
	1											
	2					~						
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
打込計画	調合計画番号											
	打込箇所											
	打込年月日											
	打込容積(m ³)											
	打込方法											
	予定試験回数											
	養生方法											
ガス圧接	ガス圧接継手抜取検査	試験方法()超音波探傷法、()超音波・引張併用、()引張試験										
	抜取率											
劣化対策	塩化物量の予測				塩害対策(有・無)					備考		
	() 0.30kg/m ³ 以下	() 調合 (W/C %、スランプ)										
	() 0.30kg/m ³ を超える0.60kg/m ³ 以下	() 防せい剤 ()										
	() 0.60kg/m ³ を超える	() 床下端の鉄筋かぶり厚さ										
	() その他 ()	() その他 ()										
	塩害の要因(有・無)				混和剤		アルカリ骨材反応対策(有・無)					
() 海砂				塩分量 合・否		() 無害骨材の使用 () 低アルカリ形セメントの使用						
() 練り混ぜ水				全アルカリ量 合・否		() アルカリ総量kg/m ³ 以下 () 混合セメントの使用						
() その他 ()												

第9号様式（第12条関係）

表面

(日本工業規格A列4番)

コンクリート工事施工結果報告書

殿

年月日

報告者	建築主	氏名	印	住所	電話	
	工事監理者	()級建築士	()登録 第	号		
		氏名	印	事務所名		
	住 所			電 話		
施工者	会社名	代表者			印	
	建設業の許可 (大臣・知事)登録 第	号				
	住 所					
設計者	()級建築士	()登録 第	号			
	氏 名	印	事務所名			
	住 所			電 話		
建築工事名						
建築場所						
確認	確認年月日	年 月 日	確認番号	第	号	
	計画変更年月日	年 月 日	確認番号	第	号	
建築物の概要	敷地面積	m^2	建築面積	m^2	延べ面積	m^2
	階数	地上 地下	階 階	主要用途		構造
計画報告書	提出済	提出日(年 月 日)				
強度試験の方法	計画調合の試験	方法	告示第1102号 ^(注3)	供試体の養生方法		
	強度確認の試験	方法	告示第1102号 ^(注3)	供試体の養生方法		
<配筋検査> 設計かぶり厚さの 最小値 (cm)	部位	土に接しない部分			土に接する部分	
	柱	屋外		屋内		
	屋根板	屋外		屋内		
	床板	下端		上端		
	はり	屋外		屋内		
	耐力壁	屋外		屋内		
	非耐力壁	屋外		屋内		
<input type="checkbox"/> チェックリスト等の添付により適用規定の確認がなされていること。						
その他必要な事項						

- 注意 1 中間検査にあたっては、この報告書とともにコンクリート工事関係の報告書等（構造体コンクリートの圧縮強度試験結果報告書、ミルシート、圧接部試験結果報告書等）を持参してください。
 2 中間検査にあたっては、塩化物量測定の測定結果報告書を持参し、塩化物測定結果欄には、このうち最も不利な最大値を記載してください。
 3 中間検査にあたっては、指定の方法で行った圧縮強度試験（昭和56年6月1日建設省告示第1102号）の試験結果報告書を持参し、構造体コンクリートの圧縮強度試験欄には、所定の計算による平均値を記載してください。

裏面

使用材料 セメント 細骨材	変更の有無	無	有	変更有の場合は、変更前・変更後を併記すること(変更前→変更後)								
	品名・(種別)・製造工場		混和材料	品名・(種別)		レコデン イクリミク スト	製造会社・工場名					
							JIS表示許可番号	工場現場までの距離・所要時間				
						km 分						
	産地・(種別)		塩分 (%)	アルカリ骨材反応試験方法判定		粗骨材	産地・(種別)・最大寸法 (mm)		アルカリ骨材反応			
	調合計画番号											
	打込箇所											
	打込年月日											
コンクリートの種類												
設計基準強度 (N/mm ²)												
調合強度 (N/mm ²)												
呼び強度 (N/mm ²)												
調合強度の試験結果(N/mm ²)												
打込強度確認の試験結果(N/mm ²)												
スランプ(cm)												
空気量 (%)												
温度(℃)												
塩化物測定結果(kg/m ³)												
使用塩化物測定器												
供試体養生方法												
圧縮強度試験所名称												
構造体コンクリートの 圧縮強度試験 (kgf/cm ²)	7日											
	28日											
	日											
ガス圧接継手抜取検査試験 方法検査結果 (左:抜取検査 右:外観検査)	ガス圧接継手抜取検査試験 方法検査結果											
	強度試験結果について		塩化物測定結果について		ガス圧接継手について		備考					
考 察												
	アルカリ骨材反応対策について				運搬・打込作業状況について							
	打設後のコンクリート養生について				その他(骨材の品質、不具合の処置等)							

意見聴取請求書

建築基準法第 条第 項の規定により、公開による意見の聴取を行うことを請求します。

年 月 日

香川県知事 殿

請求者 住所

氏名

印

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

建築基準法による命令の公示

建築場所

命令を受けた者
の住所氏名

このは、建築基準法に違反しているので
を命ずる。

なお

- 1 この標識を毀棄したものは、公文書毀棄罪で罰せられます。
- 2 この命令に違反して、この工事を行った者は、罰せられます。
- 3 の供給を保留するよう電気事業者等に通知してあります。

年　月　日

香川県知事

51cm

建築物等廃止（休止）届出書

建築基準法第12条第1項又は第3項の規定の適用を受ける建築物又は建築設備の廃止（休止）をしたので、建築基準法施行細則第18条第4項の規定により届け出ます。

香川県知事 殿

年 月 日

届出者 住所

氏名

印

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

1 所有者の住所・氏名				
2 管理者の住所・氏名				
3 建築物等の概要	所在 地			
	名 称			
	用 途			
	規 模 等			
4 確認済証交付者 確認年月日及び番号	年 月 日 第 号			
5 検査済証交付者 検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号			
6 前回調査年月日	年 月 日			
7 建築物等の状況	<input type="checkbox"/> 廃止 (<input type="checkbox"/> 解体撤去 <input type="checkbox"/> 滅失) <input type="checkbox"/> 休止			
8 7の状況に至った年月日	年 月 日			
9 廃止（休止）の理由				
10 廃止年月日又は 休止期間	廃止年月日： 年 月 日 休止期間： 年 月 日～ 年 月 日			
11 その他必要な事項				
※ 受 付 欄				

注意 1 ※欄は記入しないでください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

昇降機等廃止（休止）届出書

建築基準法第12条第3項の規定の適用を受ける昇降機又は昇降機等の廃止（休止）をしたので、建築基準法施行細則第18条第5項の規定により届け出ます。

香川県知事 殿

年 月 日

届出者 住所

氏名

印

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

1 所有者の住所・氏名		
2 管理者の住所・氏名		
3 建築物等の概要	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
	規 模 等	
4 確認済証交付者 確認年月日及び番号		年 月 日 第 号
5 検査済証交付者 検査済証交付年月日及び番号		年 月 日 第 号
6 前回調査年月日		年 月 日
7 昇降機等の概要	種 類	
	用 途	
	積載量・定員	
	定 格 速 度	
	整 理 番 号	
8 昇降機等の状況		<input type="checkbox"/> 廃止 (<input type="checkbox"/> 解体撤去 <input type="checkbox"/> 滅失) <input type="checkbox"/> 休止
9 8の状況に至った年月日		年 月 日
10 廃止（休止）の理由		
11 廃止年月日又は 休止期間		廃止年月日： 年 月 日 休止期間： 年 月 日～ 年 月 日
12 その他必要な事項		
※ 受 付 欄		

注意 1 ※欄は記入しないでください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

正

道路位置指定（変更・廃止）申請書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

香川県知事　　殿

申請者氏名



1 申請者住所 氏　名	市 郡	町	電話	番
2 代理人住所 氏　名	市 郡	町	電話	番
3 地　名 地　番	市 郡	町		
4 土地所有者 住所氏名	市 郡	町		
5　申請理由				
※ 受付欄	年　月　日　第　号　係員印			
※ 指定 （変更・廃止）	年　月　日　第　号　係員印			

- 注意 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 数字は、算用数字を用いてください。
 3 5欄は、できるだけ具体的に書いてください。
 4 指定（変更・廃止）は、該当しないものは抹消してください。
 5 建築基準法施行細則第19条に掲げる図書又は書面を添付してください。
 6 申請者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(日本工業規格A列4番)

<input type="checkbox"/> 副	道路位置指定（変更・廃止）申請書				
1 申請者住所 氏名	市 町 郡		電話	番	
2 代理人住所 氏名	市 町 郡		電話	番	
3 地名 地番	市 町 郡				
4 土地所有者 住所氏名	市 町 郡				
5 申請理由					
※ 指定 (変更・廃止)	建築基準法第42条第1項第5号の規定によるこの道路の位置の 指定（変更・廃止）をしたので通知します。				
通知欄	年 月 日 第 号 香川県知事 <input type="checkbox"/> 印				
注意 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 数字は、算用数字を用いてください。 3 5欄は、できるだけ具体的に書いてください。 4 指定（変更・廃止）は、該当しないものは抹消してください。 5 建築基準法施行細則第19条に掲げる図書又は書面を添付してください。					

道路の位置の指定申請添付図面

※ 整理番号 第 号

付近見取図 (指定道路の地名地番)	標準横断面図	構造図	道路の位置の 指定 変更 廃止	台帳																								
縦断面図			※告示番号 ※告示年月日 ※指定番号 ※指定年月日	香川県告示第 号 年 月 日 第 号 年 月 日																								
			※指定道路の位置																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>方位</td> <td>既存道路</td> </tr> <tr> <td>下水</td> <td>予定する道路の位置</td> </tr> <tr> <td>へい</td> <td>既に指定された道路の位置</td> </tr> <tr> <td>主要出入口</td> <td>(指定年月日及び番号並びに延長を記入すること。)</td> </tr> <tr> <td>井戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生垣</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予定建築物</td> <td>変更又は廃止される道路</td> </tr> <tr> <td>既存建築物</td> <td>申請道路の位置</td> </tr> <tr> <td>敷地界</td> <td>用水路</td> </tr> <tr> <td>地番外</td> <td>計画街路</td> </tr> <tr> <td>側溝</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		凡 例		方位	既存道路	下水	予定する道路の位置	へい	既に指定された道路の位置	主要出入口	(指定年月日及び番号並びに延長を記入すること。)	井戸		生垣		予定建築物	変更又は廃止される道路	既存建築物	申請道路の位置	敷地界	用水路	地番外	計画街路	側溝	
凡 例																												
方位	既存道路																											
下水	予定する道路の位置																											
へい	既に指定された道路の位置																											
主要出入口	(指定年月日及び番号並びに延長を記入すること。)																											
井戸																												
生垣																												
予定建築物	変更又は廃止される道路																											
既存建築物	申請道路の位置																											
敷地界	用水路																											
地番外	計画街路																											
側溝																												
<p>注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請道路の幅員及び長さの単位は、メートル（小数点第2位まで）してください。 図面は付近見取図、標準横断面図、縦断面図、構造図、地籍図又は実測図及び公図の写しを記載してください。 付近見取図は、地籍図と方位を一致させてください。 公図の写しには、申請道路及び造成敷地を色分けして明示してください。 図面はこの用紙を使用し、この用紙に記入できないときは、別の用紙に黒インキ等で記入してください。 凡例中、既に指定された道路の位置は、指定道路が接続する既存指定道路について記入してください。 ※印は、記入しないでください。 																												
図面作成者 住所 氏名			(印)																									

道路の位置の指定に関する添付調書			
道 路 の 幅 員		転 回 広 場	ヶ所
道 路 の 延 長		指 定 道 路 の 面 積 (すみ切り、転回 広場等を含む。)	m ²
道 路 の 地 目		宅 地 造 成 面 積 (指 定 道 路 の 面 積 を 含 む。)	m ²
道 路 の 地 名 地 番			
土 地 の 所 有 者 住 所 氏 名			
土 地 の 権 利 者 住 所 氏 名			
土 地 に お け る 建 築 物 工 作 物 の 権 利 者 住 所 氏 名			
地 形 状 特 記 す べ き 事 項			

- 注意 1 道路の地名地番欄は、指定道路となるべき土地の地名地番を土地の登記事項証明書に記載されているとおりに記入してください。
- 2 宅地造成面積欄の記載にあたっては、開発許可における造成面積の算定基準に従ってください。

道路の位置の指定（変更・廃止）に関する承諾書					
この申請について、建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）を承諾します。 年 月 日 申請者 殿			道 路 の 地名地番		
			申請者の 住所氏名		
承 諾 欄	地 名 ・ 地 番	承 諾 者 住 所	承 諾 者 氏 名	権利の内 容	承諾印

第18号様式（第20条関係）

(日本工業規格A列4番)

道路築造工事完了届

※受付欄
年　月　日
第　　号

年　月　日

香川県知事　　殿

申請者　住所

氏名

印

(法人にあっては、その主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

完了した道路の 地　名　地　番	市 町 郡	番地
築造完了年月日	年　月　日	
連絡事項	検査希望日時	年　月　日　時

注意 1 ※印は、記入しないでください。

2 連絡事項欄には、検査希望日時その他連絡事項を記入してください。

3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第19号様式（第23条関係）

(その1)

(日本工業規格A列4番)

認定申請書

(第一面)

建築基準法施行条例第 条第 項 の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

香川県知事 殿

年 月 日

申請者氏名

㊞

【1 申請者】

【ア 氏名のフリガナ】

【イ 氏名】

【ウ 郵便番号】

【エ 住所】

【オ 電話番号】

【2 設計者】

【ア 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【イ 氏名】

【ウ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【エ 郵便番号】

【オ 所在地】

【オ 電話番号】

香川県証紙欄

(消印してはならない。)

※受付欄

※認定番号欄

※備考欄

(その2)

(日本工業規格A列4番)

(第二面)					
建築物及びその敷地に関する事項					
【1 地名地番】					
【2 住居表示】					
【3 防火地域】		<input type="checkbox"/> 防火地域	<input type="checkbox"/> 準防火地域	<input type="checkbox"/> 指定なし	
【※4 他の区域、地域、地区、街区】					
【5 道路】					
【ア 幅員】					
【イ 敷地と接している部分の長さ】					
【6 敷地面積】					
【ア 敷地面積】 (1) () () () () () (2) () () () () () ()					
【イ 用途地域等】 () () () () () ()					
【ウ 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 () () () () () ()					
【エ 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】 () () () () () ()					
【オ 敷地面積の合計】 (1) (2)					
【カ 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】					
【キ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】					
【ク 備考】					
【7 主要用途】 (区分)					
【8 工事種別】 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替					
【9 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)					
【ア 建築面積】 () () () () ()					
【イ 建ぺい率】					
【10 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)					
【ア 建築物全体】 () () () () ()					
【イ 地階の住宅の部分】 () () () () ()					
【ウ 共同住宅の共用の廊下等の部分】 () () () () ()					
【エ 自動車車庫等の部分】 () () () () ()					
【オ 住宅の部分】 () () () () ()					
【カ 延べ面積】 () () () () ()					
【キ 容積率】					
【11 建築物の数】					
【ア 申請に係る建築物の数】					
【イ 同一敷地内の他の建築物の数】					
【12 工事着手予定年月】 年 月					
【13 工事完了予定年月】 年 月					
【14 その他必要な事項】					
【15 備考】					

(その3)

(日本工業規格A列4番)

(第三面)

建築物別概要

【1 番号】

【2 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3 構造】 造 一部 造

【4 高さ】

【ア 最高の高さ】

【イ 最高の軒の高さ】

【5 用途別床面積】

(用途の区分) (具体的な用途の名称) (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【ア】() () () () () ()

【イ】() () () () () ()

【ウ】() () () () () ()

【エ】() () () () () ()

【オ】() () () () () ()

【6 その他必要な事項】

【7 備考】

注意事項（表面）

（日本工業規格 A列 4番）

（注意）

1 各面共通関係

- ① ※印のある欄は、記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2 第一面関係

- ① 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときはその名称を書き、建築士事務所に属していないときは所在地は設計者の住所を書いてください。
- ④ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

3 第二面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ③ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ④ 6欄の「ア」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「ア」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「ア」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑤ 6欄の「イ」、「ウ」及び「エ」は、「ア」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑥ 6欄の「オ」(1)は、「ア」(1)の合計とし、「オ」(2)は、「ア」(2)の合計とします。
- ⑦ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「カ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑧ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6欄の「キ」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。
- ⑨ 7欄は、別添の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑪ 10欄の「イ」は、建築物の階層でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。

注意事項（裏面）

（日本工業規格A列4番）

- ⑫ 共同住宅については、10欄の「イ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑬ 10欄の「ウ」は、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑭ 10欄の「エ」は、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑮ 10欄の「カ」の延べ面積及び「キ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「イ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ウ」に記入した床面積及び「エ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「キ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「才」(2)によることとします。
- ⑯ 6欄の「ウ」、「エ」、「カ」及び「キ」、9欄の「イ」並びに10欄の「キ」は、百分率を用いてください。
- ⑰ ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

4 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ④ 2欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。
- ⑤ 5欄は、別添の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途ができるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑥ ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。